

令和2年第5回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年5月11日(月) 午後1時30分から午後2時25分
- 2 場 所 菊池市役所3階 305号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子 5番/
/榎田 實 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志 9番/右田博昭 10番/右
田正臣 12番/松永孝志 13番/緒方啓一 14番/丸山利明 15番/荒木
孝子 16番/水上義夫 17番/川口毅憲 18番/守塚伸二 19番/高木洋
一
- 4 欠席委員 6番/緒方哲郎 11番/高山悦子
- 5 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 新堀 誠
(旭志分室) 下川利治
- 6 議 題 議案第1号 あっせん登録申出について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 事業計画変更について
議案第4号 農地法第4条許可申請について
議案第5号 農地法第5条許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画(案)について
報 告 許可不要転用届について
合意解約について
そ の 他

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただききたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日は、議席番号6番／緒方哲郎委員と議席番号11番／高山委員から欠席の届出がっております。本日の会議につきましては、19名中17名の委員さんにご出席いただいております、菊池市農業委員会会議規則第9条に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より「令和2年第5回菊池市農業委員会会議」を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づき、本日の議事録署名者として、指名をします。議席番号15番／荒木委員と議席番号17番／川口委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

《 議案審議 》

会 長) 本日の議題は、第1号から第6号までの議案6件及び報告案件2件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 議案第1号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。

1ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人1件となっております。2ページをご覧ください。「登録申出書」でございます。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の荒木委員より、ご意見ををお願いいたします。

荒木委員) 15番の荒木です。この方は、お父さんと二人で営農されておられます。養豚と水稻の経営体です。認定農業者としても、農業にしっかり取り組んでおられますし、規模拡大を考えてのことだと思いますので、何も問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

会 長) ただ今「あっせん登録申出」につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、登録することにご異議がない委員さんは挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、登録することに決定いたします。

次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。

3ページをお開きください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては『許可指令書』を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転4件及び使用貸借権設定3件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 今月の案件は、農地法第3条第1項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。それでは、まず1番です。4ページをお願い致します。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきましては、私の担当ですので、意見を述べさせていただきます。

14番の丸山です。この案件につきまして譲渡人さんの方から連絡がありまして、この程、地籍調査が地区で今週あたりでやっております中で、こうした整備点検がなされていないということで、今回の申請になったというお話でした。譲受人さんは若干高齢ですが、家族構成にも書いてありますように、長男さんが100日程度農業に従事されていると添付書類の中に書いてありましたので、何ら問題ないと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、緒方哲郎委員から依頼されましたので、私が代理で意見を述べさせていただきます。この申請は、譲受人が個人住宅建設のために、譲渡人の土地を取得することになりました。取得しようとする譲渡人さんの所有地は、ブロック塀で囲まれており、その中に宅地と隣接する形で存在する畑56㎡を譲受けるものです。譲受人さんは会社員ですが、所有する田んぼは、いつもきちんと管理されています。以上のことから、何ら問題ないと考えられます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。

会 長) 次に、3番と4番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 3番と4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 3番と4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。譲受人の要望による所有権移転です。場所は、七城町と植木町平島の境界に近い場所です。譲受人は今回の農地では栗を作られるということですが、隣接地の家族湯が建設中で、その家族湯と二つの区画で土地造成が行われておりまして、隣接がどこにあるか分かり辛い状態になっていました。申請者は栗の苗を購入されており、許可を受けられたら植えられるということでした。今回の件につきましては、事務局と私と推進委員さんと共に、現地の確認を随時行っていきたいと思います。繰り返し申し上げますと、山林化しているような感じの場所を、大型建設機械を入れて造成されておりました。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長) 次に、使用貸借権設定の1番をお願いいたします。

事務局) 使用貸借権の1番です。5から7ページにかけて全部で17筆です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。農業者年金受給のための再設定ということで、問題はないと思いましたが、5月7日に推進委員の今村氏と現地を確認して参りました。田畑も綺麗に管理をされており、一部は田植えも草刈り等も行われ、問題はないと

思います。皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。この案件につきましては、後程説明があります、事業計画変更・第5条設定の転用面積増加に伴う、その分の面積変更の第3条使用貸借権設定になります。目的としましては、営農型太陽光発電施設の下でアシタバを栽培されます。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。事務局より説明がありましたように、営農型太陽光発電の様式になっておりますので、後でまた詳しく説明したいと思います。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。7から8ページにかけて全部で12筆です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。貸付人と借受人は親子の関係です。農業者年金のための再設定です。問題はないと思います。

会 長) 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたらお受けいたします。

私の方から事務局に確認いたします。これは否定も何もするものではありませんが、使用貸借権設定の2番ですが、これは許可をしておりました。そのようなことで、今回合意解約とか取り下げとか、そういった議案も載っておりません。それから、一回許可したものをこういった形で取り下げるのは、許可の理由にも何かがあるのではないかなと思っておりますけども、何も来てないということですか。

事務局) 49ページの合意解約のところに記載しております。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、許可することにご異議がない委員さんは挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、許可することに決定いたします。
次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第4号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。
12ページをご覧ください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 13ページをご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。前の方のスクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所七城支所から南西に約4km、県道植木インター菊池線から北西に約200mの土地です。農地区分につきましては、10ha以上の集団農地であることから第1種農地に該当し、原則不許可となっておりますが、保育園が利用されるため、効率性が高いということから土地収用法第3条の例外規定に該当し、許可は可能な場所です。既に遊具・作業所・トイレ等が設置されており、始末書が添付されております。位置図・現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。転用の場所は、七城温泉ドームから植木インター線で1.4km進んだところにあります。申請人は泗水町で保育園を運営されており、今回の転用については、園児達の巨大遊戯場としての計画となっております。既に遊具が設置されていることから、始末書添付となっております。先程事務局より説明があったとおり、本申請につきましては、児童の遊び場確保という強い思いがあります。今回の件につきましては、泗水保育園ということで右田農業委員さんにもご了承していただいております。皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所旭志支所から南西に約4km、国道325号線から東に約800mの土地です。農地区分につきましては、農振農用地区域内の農地になります。転用目的が農業用倉庫であり、農業施設で許可は可能ということです。位置図、現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。5月7日に丸山会長、事務局、申請人、青木推進委員と私で現地調査を行いました。申請地は、国道325号線沿いの道の駅の方から交差点を左折しまして東の方へ約2km位進んだところにある農地でございます。申請者は大津町の方ですが、申請地の隣接地で主に繁殖を営んでおられます。営農上、牛の農業用機械器具を運用されています。また、事業規模拡大に備え、営農用の機械や作業路の導入を図っているため、建屋内の飼育も飽和状態になっていることから、既存住宅地に繋いで建設を考えられましたが、面積的に不足し、隣接地に農業用倉庫の建設を計画されました。給水雨水計画は、給水はありません。雨水排水は雨水浸透枡を設置し、地下浸透させるそうです。隣接農地からの承諾書の方もっておりますし、問題ないと思われまます。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第3号／事業計画変更について、ご説明させていただきます。9ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づく許可案件につきまして、別紙のとおり事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、先ず、事務局の説明をお願いします。

事務局) 議案第3号の事業計画変更について、ご説明します。10ページをご覧ください。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積及び土地の詳細については、議案書記載のとおりです。転用については、本年の3月26日に営農型太陽光発電設備の農地転用の許可を受けましたが、許可後に対象農地7筆のうち3つに埋蔵文化財があることが分かりました。よって、下の文化財に損傷を与えないように太陽光発電設備の地中の基礎の部分を杭からコンクリート製の支柱に変更することによりまして、事業計画変更承認申請書の方が提出されています。続きまして、11ページの別紙の方をご覧ください。構造的には、変更前は普通の杭384本を地中に1.5m打ち込む計画でしたが、変更後は、埋蔵文化財がある3つのすべてを、普通の杭132本、70cm四方のコンクリート基礎に変更して、地下10cmの埋め込みに変更するものです。この変更によりまして、農地転用については当初許可の2.44㎡から66.54㎡になり、新たに64.1㎡増えることになっています。また、今回の計画変更による設備の強度については、国が定めますJIS、いわゆる日本工業規格に設定されておりまして、構造強度計算書も提出されており、問題ないという内容になっております。それから、先日地元の植古閑区長様より丸山会長あてに要望書の方が提出されております。こちらを朗読しまして、ご報告とさせていただきます。植古閑区内における太陽光発電所建設反対の要望書 菊池市農業委員会 会長丸山利明様 私たち植古閑区民は、別紙(3月4日付けに市長あてに提出されている反対署名)のとおり、植古閑区内における太陽光発電所建設に反対する署名を行ったところですが、これを受けて5月1日金曜日14時から、〇〇〇〇の〇〇社長・永田農業委員をはじめ、関係者・そして区民の出席の下、太陽光建設についての事業説明会を行いました。先般に提出しました建設反対の署名の中で、要望していましたが、特に生存権の問題も含めた破損等による住民の安全面の保証についても保証はできないとの〇〇社長からの回答がありました。では、建設により発生する人命等が脅かされる状況が発生した場合の責任はどこのとるのか、そのことも含めて区民としては当然納得のいくものではありません。つきましては、菊環第924号の2より出されました事前協議終了通知書に明記してあるとおり、その内容について〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏に改めて封書での回答を求めているところです。このままでは区民として、安心して生きていくことは出来ません。市長様、農業委員会様におかれましては、どうか区民の心情をお含みいただきますよう、よろしく願い申し上げます。令和2年5月2日 植古閑区長 〇〇〇〇

会 長) 次に、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。この件につきましては、2月・3月・今月と3回の議案にあがっております。2月に植古閑区長から反対の陳情書があがって参りました。しかし、5月1日に、区の人達と会社の方と約30名くらいで説明会が行わ

れまして、私も出席しまして、いろいろと協議した訳ですが、とにかく太陽光設置に対しては地元としては反対ということで、今後話を進めていくということになりました。でも、2月・3月のこの委員会において、この農地に対しては農地法とか申請書におきましては何ら問題がないような案件ですので、反対はありましたが賛成せざるを得ないような状況になっております。私も、この農地に対しては何も問題ないですが、周りの人との話し合いやコミュニケーションをもっともってくれと会社の方にも申しておりましたが、それはコロナウイルスなどいろんなことがありましてなかなか話し合いが出来てなくて、とうとうここまで来たということで、もっとこの話が出た時に事前にそういう風にしてもらえば、この農業委員会に議案があがる前に話を進めてもらえばよかったと、今現在思っているところです。事前協議で環境課の方にも要望を出しておりましたが、そういった意味では環境課の人たちも問題ないということで出されておりますので、地元としては文書で書いて、先程ありましたように、もしも災害が起きた時の保証をはっきりしてもらいたい、誰が保証するのか、それを会社の社長さんに申し上げましたが、社長さんとしては、自分のやっている範囲内の保証はありますけども、それ以外の想定外の雨が降ったり、台風被害が起きた場合の保証はできないということで、先程申しましたけど、事情を文面においてはっきりと残して今後やっていかないといけないと思っております。農地については、農業委員会としては問題ないと言ってはなんですが、仕方ないんじゃないかと思っております。

会 長) 事業計画変更につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認することにご異議がない委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長) 賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第5号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。

14ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は賃貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、先ず、事務局の説明をお願いします。

事務局) 議案第5号の農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。15ページの方をご覧ください。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。転用者は自動車販売業を営む法人で、広瀬で賃貸借権を設定し、既に一時転用の許可を受けた田2筆の0.84㎡に先程事業計画変更でご説明いたしましたとおり、新たに64.1㎡を営農型太陽光発電施設に転用する案件です。先程第3条許可申請でもご説明したとおり、パネルの下の農地にはアシタバを栽培することになっております。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところにあります。黄色の市役所本庁から南西に約2.7kmの場所に位置します。農地区分は概ね10haの拡がりのある範囲にある農地であることから、第1種農地に該当します。位置図・現況写真については、スクリーンの方をご覧ください。以上です。

会 長) 次に、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。先程から出ております、営農型太陽光発電施設ができるということで、ここも文化財があるということも考慮しまして、許可申請となっております。先程から反対という風に言っておりますが、この地権者さんからは、ここも営農型でしてくれという意見も聞いております。ただ、太陽光もいろいろな問題があつて地元の方からも要望があつたということです。この農地は荒れておりますので、何かを栽培しないともったいないということで、このような申請となっております。

会 長) 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長) 賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第6号／農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。16ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

に基づき、別紙、農用地利用集積計画（案）につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

事務局） 17ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表（案）です。今月の利用権設定は、賃借権設定22件、使用貸借権設定1件、中間事業による賃借権設定48件・使用貸借権設定2件、所有権移転4件となっております。

会 長） 全体の説明が終わり、所有権移転の説明に移りますが、1番と2番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局） 所有権移転の各筆明細の説明に入ります。19ページをご覧ください。1番と2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長） 1番と2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員） 19番の高木です。事務局の方から説明がありましたように、1番と2番は、所有権を受けられる方が同一でございますので、まとめてご説明いたします。7日の日に推進委員の今村氏と現地を確認して参りました。場所は、旧ココファームから東へ約300m程行ったところで、県道沿いに面したところでございます。所有権を受けられる方は、繁殖牛と水稻をされており、この牛舎を囲うように所有権を移転する方の農地があります。そこで、所有権を受けられる方が相談をかけられ、意見がまとまったものです。皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長） 次に3番をお願いいたします。

事務局） 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

会 長） 3番について担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員） 7番の永田です。所有権を移転される方は、先月のこの会議におきまして、全筆所有権を移転されまして、農業に励んでおられます。今回の案件につきましては、花房のグリーンロードのそばにあります構造改善事業をやっております案件3筆ですが、それを構造改善しまして1筆になるようなところなんです。受ける方が今度所有権移転を受け、耕作することになりました。移転を受ける方は、和牛・繁殖牛・肥育をやっておられます。今後、飼料作物を作られるということです。何

ら問題ないと思います。

会 長) 次に4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。こちらの案件につきましては、所有権移転をしまして、農業用施設であります畜産用の車両置き場に転用するものです。位置図・現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。5月7日に現地立ち合いに行きました。この案件は、龍門の雪野に新しく豚舎を建築されているなかで、委員会も何度か審議を受けられました案件です。今回は、肥育豚の出荷用大型トラック・飼料運搬車としての大型トラックの駐車スペース・車進入道路の拡張を目的として、所有権を移転されるものです。3,000頭か4,000頭を目標に、若い後継者として頑張っておられます。雨水は浸透枳、排水と隣接同意書も地元区長さんよりもらっております。何ら問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いいたします。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転4件のほか、賃貸借権設定22件、使用貸借権設定1件、中間管理事業50件となっております。しばらくお時間をお取りしますので、内容をご確認していただきますようお願いいたします。

(議案の内容確認)

会 長) 議案の内容をご確認していただいたと思いますので、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 47ページをお開きください。報告案件は「許可不要転用届」及び「合意解約」の2件となっております。先ず「許可不要転用届」でございます。今回は「農業用倉庫・新設」1件で、詳細につきましては、48ページに記載のとおりでございます。次に「合意解約」でございます。今回、農地法第18条の規程による合意解約通知が23件あっており、詳細につきましては、49ページから54ページに記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がありましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、報告案件につきましては、事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、その他で何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、これをもちまして「令和2年第5回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長 ㊟

菊池市農業委員会 委員 ㊟

菊池市農業委員会 委員 ㊟